

○恩納村企業版ふるさと納税実施要綱

令和2年11月18日

要綱第21号

(目的)

第1条 この要綱は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第2号に規定する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対する法人からの寄附に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附対象事業 法第5条第15項の規定に基づき、恩納村まち・ひと・しごと創生推進計画に掲げる恩納村まち・ひと・しごと創生推進事業をいう。
- (2) 寄附対象法人 村の区域内に主たる事務所又は事業所が所在していない法人であり、かつ、青色申告書を提出している法人
- (3) 寄附金 寄附対象事業の実施のための費用として寄附対象法人が行う10万円以上の寄附金をいう。

(寄附の申出)

第3条 寄附対象法人は、寄附の申出をしようとするときは、恩納村企業版ふるさと納税寄附申出書（様式第1号）を村長へ提出するものとする。

(寄附の受領等)

第4条 村長は、寄附対象事業の事業費の確定後、事業費の範囲内で前条の寄附申出書を提出した寄附対象法人からの寄附金を受領することとともに、当該法人に受領証（様式第2号）を交付する。

- 2 寄附対象事業の事業費が確定する前に寄附金を受領した場合、村長は事業費が確定した後に、寄附対象法人に対して事業費確定通知書（様式第3号）により通知するものとする。
- 3 村長は次に掲げる場合においては、寄附金の受入れを拒否し、又は受領した寄附金を返還することができる。
 - (1) 寄附金の受入れが公の秩序又は善良の風俗に反するものと認められるとき。
 - (2) 前号に定めるほか、村長が特に必要と認めるとき。

(公表)

第5条 村長は、寄附の内容及び当該寄附金を充当した事業の状況について、広報誌又は村ホームページに掲載する方法により公表するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施において必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

恩納村企業版ふるさと納税寄附申出書

年 月 日

恩納村長 殿

「恩納村まち・ひと・しごと創生推進計画」を応援したいので、以下のとおり寄附を申し込みます。

フリガナ			
企業名			
所在地	〒		
連絡先	担当者名		所属
	電話番号		F A X
	メールアドレス		
事業の名称	<input type="checkbox"/> 恩納村の特性を活かした魅力あるしごとを創出する事業 <input type="checkbox"/> 恩納村へのひとの流れをつくる事業 <input type="checkbox"/> 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる事業 <input type="checkbox"/> 住民主体のむらづくりを行い、地域と地域が連携する事業 ※上記のうち特に指定したい事業がある場合は下記へ記載してください。		
寄附申出額	金		円
寄附情報の公開について、同意いただける項目にチェックをお願いします。			
<input type="checkbox"/> 企業名の公開 <input type="checkbox"/> 寄附金額の公開			

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

様

恩納村長

印

受 領 証

地域再生法第13条の2及び恩納村企業版ふるさと納税実施要綱第2条に規定する恩納村まち・ひと・しごと創生推進事業に関連する寄附として、下記の寄附を受領したことを証明します。

記

1. 事業名
2. 寄附年月日 年 月 日
3. 寄附金額 円

以上

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

様

恩納村長

印

事業費確定通知書

年 月 日付けで貴社から寄附を受領した、まち・ひと・しごと創生寄附
活用事業について、 年度の事業費が確定しましたので、下記のとおり報告します。

記

1. 事業の名称

--

2. 確定した事業費及び当該事業に対する寄附の受領額

確定した事業費	円
当該事業に対する寄附の受領額	円
うち、貴社からの寄附の受領額	円

以上

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第4条関係)